

亀山市告示第124号

亀山市法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年6月5日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱（平成22年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「市に所有権移転登記に必要な書類及び図面を提出します。」を「市の指示した工事を行い、市への所有権移転登記手続を行うために必要な書類及び図面を提出します。仮に将来的に用途の廃止、変更等が行われることとなっても、寄附財産の払い下げ、返還等を求めることは一切しないことを確約します。」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。